

目 次

告示	
○北海道教育委員会委員長の選挙について……………	1
○北海道教育委員会委員長職務代理者について……………	1
通達・通知・照会	
○北海道教育委員会委員の異動について……………	1
○史跡及び名勝の追加指定について……………	2

告 示

北海道教育委員会告示第66号

北海道教育委員会委員長の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第1項の規定に基づき、平成25年11月6日委員長を次のとおり選挙した。

平成25年11月15日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

委員長 委員 鷹野正義

任 期 平成25年11月7日から平成26年11月6日まで

北海道教育委員会告示第67号

当委員会の委員長職務代理者を、平成25年11月6日次のとおり指定した。

平成25年11月15日

北海道教育委員会委員長 鷹野正義

第1順位 委員 中村隆信

第2順位 委員 鶴羽佳子

通達・通知・照会

教 総 第 1466 号
平成25年11月15日

各 次 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会委員の異動について（通知）

このことについて、次のとおり当教育委員会の委員に異動がありましたので、通知します。
記

1 異動事項

区 分	氏 名	委 員 の 任 期	備 考
委 員	中 村 隆 信	平成25.10.29～平成29.10.28	再 任

2 異動後の構成

区 分	氏 名	備 考
委員長	鷹野正義	委員長の任期 平成25.11.7～平成26.11.6
委員	中村隆信	委員長職務代理者（第1順位）
委員	鶴羽佳子	委員長職務代理者（第2順位）
委員	末岡裕文	

委員	田澤由利	
委員	立川宏	教育長

(総務政策局総務課法制グループ)

教文博第1823号
平成25年11月15日

各教育局長様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長

史跡及び名勝の追加指定について（通知）

このことについて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、別記1から別記4のとおり史跡及び名勝の追加指定がありましたので、通知します。

(生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ)

別記1

種別	史跡
名称	北黄金貝塚
指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の史跡1「貝塚」による。
指定地域の概要	北海道の内浦湾貝塚群を代表する縄文時代前期を中心とする大規模な貝塚であり、当時の人々の形質や葬制、生業・生活を明らかにする上で重要であることから、新たに北地点の貝塚と周辺部分を追加して指定し、遺跡全体の保存を図ろうとするものである。
所在地及び指定地域	（追加指定分） 北海道伊達市北黄金町 49番225、49番495、49番1021、49番2030、49番4756、49番4798、49番4799、49番4800、75番9、75番11、75番27、75番30のうち実測330.72m ² 、75番31のうち実測8,737.80m ² 、75番40、75番41、75番42、75番53、75番54、75番57のうち実測315.33m ² 、75番59のうち実測157.90m ² 、75番73、75番99
面積	（追加指定分） 56,030.14m ²
指定年月日	平成25年10月17日（文部科学省告示第147号）

別記2

種別	史跡
名称	松前氏城跡 福山城跡・館城跡
指定基準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の史跡2「城跡」による。
指定地域の概要	幕末に幕府の命により松前藩が築城した福山城は、海岸防備を主体とし、城内外に砲台を配置した縄張りを持つ城で、安政元（1854）年に完成した。今回、神明石切場のうち、発掘調査の結果で江戸時代から継続的に石垣石を採掘していたことが判明した範囲を追加指定する。
所在地及び指定地域	（追加指定分） 北海道松前郡松前町字神明 192番、193番、194番、300番1のうち実測15,471.87m ² 、300番2のうち実測559.23m ² 、195番地に東接する道路敷のうち58.96m ² 、同195番に東接する道路敷と同193番に挟まれる河川敷のうち実測463.26m ² を含む。
面積	（追加指定分） 19,353.32m ²

指定年月日	平成25年10月17日（文部科学省告示第147号）
-------	---------------------------

別記 3

種 別	史 跡
名 称	松前氏城跡 福山城跡・館城跡
指 定 基 準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の史跡2「城跡」による。
指 定 地 域 の 概 要	館城は、明治元年（1868）年に福山城に代わる松前藩主の居城として構築されたが、旧幕府脱走軍の攻撃により焼失した。 今回、発掘調査によって城の郭内であることが認められた隣接地を追加指定する。
所在地及び 指 定 地 域	（追加指定分） 北海道檜山郡厚沢部町字城丘 120番2、121番、122番2、123番2、139番のうち実測675.98m ² 、179番3、179番4、182番3、182番4、183番3、183番4
面 積	（追加指定分） 2,110.98m ²
指定年月日	平成25年10月17日（文部科学省告示第147号）

別記 4

種 別	名 勝
名 称	ピリカノカ 九度山（クトゥンヌプリ）、黄金山（ピンネタイオルシペ）、 神威岬（カムイエトゥ）、襟裳岬（オンネエンルム）、 瞰望岩（インカルシ）、カムイチャシ、絵鞆半島外海岸、 十勝幌尻岳（ポロシリ） 幌尻岳（ポロシリ）
指 定 基 準	国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の名勝10「山岳、丘陵、高原、平原、河川」による。
指 定 地 域 の 概 要	当該名勝は、アイヌの物語・伝承、祈りの場、言語に彩られた優秀な景勝地群をアイヌ語で「ピリカノカ」（美しい・形）と総称して保護を図るものであり、今回追加指定された「幌尻岳（ポロシリ）」は、アイヌの人々にとって、神々が集い遊ぶ聖なる山として知られ、3つのカール（氷河時代形成の圏谷）に囲まれた山頂の一角は「神の庭」として崇められてきた風致景観の優秀な山である。 また、幌尻岳には、白い熊が棲み、神としての威力を顕したと言い伝えられ、山麓のアイヌコタンでは、捕獲したヒグマを、幌尻岳へと送るイヨマンテの儀式が古くから行われてきた。山頂には海水を満たす大きな湖があり、数多の海鳥、アザラシ・トドなどの海獣の越冬の場となってきたとも伝えられている。
所在地及び 指 定 地 域	（追加指定地域） 北海道沙流郡平取町 日高森林計画区第1143林班ろ林小班、同第1143林班口林小班、同第1143林班ハ林小班、同第1143林班ニ林小班、同第1143林班ホ林小班 北海道新冠郡新冠町 日高森林計画区第1081林班イ林小班、同第1081林班口林小班、同第1081林班ハ林小班、同第1081林班ニ林小班、同第1081林班ホ林小班、同第1082林班ロ林小班、同第1082林班ハ林小班、同第1083林班イ林小班、同第1083林班ロ林小班、同第1083林班ハ林小班、同第1083林班ニ林小班
指定年月日	平成25年10月17日（文部科学省告示第148号）

